

国民に良質な社会インフラを提供することが目標  
目標達成に向け、三者が対等の立場に立って協働

施工者

設計コンサルタント

発注者

資料2-2

# 良くわかる

# 工事連携会議

(いわゆる「三者会議」)

## 目 次

1	はじめに	1
2	設置の目的	2
3	工事連携会議（三者会議）の定義	3
4	対象とする工事	4
5	開催時期	5
6	実施方法	6
7	費用の負担	7
8	出典	10
	（参考）工事連携会議を開催して良かった事例	11
	（参考）工事円滑化推進会議	13

### 適用範囲

本資料は、北陸地方整備局が実施する工事及び北陸地方建設事業推進協議会に属する各発注者機関が実施する工事において、開催される工事連携会議（三者会議）の参考にするものとしてまとめた物である。

## 1 はじめに

公共工事は、一般的に設計・施工分離により調達している。

これは設計と施工を異なる者が実施することにより、設計内容のチェック、品質確保、コスト管理などの役割を向上させてきたと評価されている。

しかしながら、施工段階において、構造物の設計思想や意図が施工者に十分に伝わらず、施工に時間を要したり施工者が悩んだりする場合や、現地との取り合いなど細部については施工しないとわからず設計段階で設計図に反映しにくい場合もあり、円滑で効率的な施工に影響を与えていると指摘されることもある。

そのため、北陸地方整備局では、設計者と施工者の連携強化により円滑な工事施工を図るため、発注者、施工者、設計者等の三者により構成される工事連携会議（一般には三者会議と呼ばれている）を、平成16年から設置している。

本資料は、工事連携会議の目的、定義、内容、進め方等について、詳しく解説することにより、はじめて直轄工事を担当する発注者、施工者、設計者の技術者が工事連携会議を活用して工事を円滑に施工し、品質が高い構造物を、効率的かつタイムリーに国民に提供する一助となることを期待して作成したものである。

また、平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、改正品確法という）第22条に基づき、定められた運用指針は、平成27年1月30日に「発注関係事務の運用に関する指針（以下、運用指針という）」として策定され公表されたところである。この運用指針のⅡ.発注関係事務の適切な実施について、1.発注関係事務の適切な実施、（4）工事施工段階の（受注者との情報共有や協議の迅速化）において、設計思想の伝達及び情報共有が位置づけられており、その解説資料の中に、いわゆる三者会議が参考として記載されている。

改正品確法及び同運用指針は、公共工事の全ての発注者が対象となるものである。国以外の発注者の皆様にも、本資料を活用いただき、発注関係事務の適切な実施に役立てていただければ幸いである。

平成27年7月

企画部 技術調整管理官

（補足）

近年、デザインビルド、詳細設計付き施工方式など、設計と施工を一体として発注している場合もある。これは、設計と施工の一体的活用により、施工者の知識が豊富な最新施工技術の設計への反映、工期短縮、責任の一元化などの効果が期待されるが、依然、実施例は少ないのが現状である。

今後とも、調達案件の特性に応じて使い分けていくことが必要と考えられる。

## 2 設置の目的

工事受注者と設計者の連携強化により円滑な事業執行を図るため、発注者・工事受注者・設計者等※により構成される「工事連携会議」を設置し、次の事項に関する調整を図ることを目的とする。

- ①設計意図の施工段階への継承と反映
- ②発注者、工事受注者、設計者等の責任の範囲、責任の明確化
- ③工事施工段階における条件変更時の対応

### <解説>

- 工事連携会議は北陸地方整備局において、平成16年から試行している。
- 一般的には三者会議とも呼ばれている。
- 工事円滑化推進会議の照査結果検討部会を兼ねることができる。  
(巻末、参考の工事円滑化推進会議を参照)

※設計者「等」は、詳細（実施）設計の他、必要に応じて測量、地質調査等を担当した技術者。

### 3 工事連携会議（三者会議）の定義

工事ごとの単位で開催する、発注者・工事受注者・設計者の三者により構成する会議

<解説>

- 発注者とは・・・副所長、事務所官クラス（事業対策官等）、工事担当課長、主任監督員 等
- 工事受注者とは・・・現場代理人、監理（主任）技術者 等
- 設計者とは・・・当該工事の詳細（実施）設計を担当した技術者 等  
必要に応じて、当該工事に関する測量、地質調査を担当した技術者
- 上記は、基本的な構成員として示しているものであり、必要に応じて、発注者からは工事担当係長・積算担当者・監督員・現場技術員、工事受注者からは担当技術者、設計者からは照査技術者等を加えてもよい。
- その他、必要に応じて、工事受注者は特殊工法等の専門工事業者の技術者を参加させても良い。

#### 4 対象とする工事

原則、以下に該当する工事を対象とする。

- ①指定仮設を含む工事
- ②重要構造物を含む工事（橋梁、トンネル、BOX、樋門・樋管、擁壁等）
- ③新技術・新工法を活用する工事
- ④施工条件、地形・地質条件の変更が予想される工事
- ⑤その他、事務所長が必要と認める工事

#### <解説>

- 工事受注者からの要請に基づき、会議を設置したほうが工事の円滑な施工が見込まれる場合も⑤として取り扱うことができる。その場合、発注者から工事受注者へ設置指示の手続きを行い、変更時の特記仕様書への明示を行う。

## 5 開催時期

- ① 工事（仮設・本体工事）施工前かつ受注者の照査後
- ② 工事施工途中

### <解説>

- 工事（仮設・本体工事）（以下「工事」という）施工前としているのは、通常、設計図書の照査は工事施工前に行われ、設計内容や課題の共有、対応の検討にあたっては、工事連携会議と合わせて実施することにより、設計意図の施工段階への継承や条件変更時の対応など、より円滑な施工が図られる。  
また、「工事連携会議」を踏まえてから最終的な施工計画書を作成するのが、より現場に即した施工計画書が作成でき、段取りなどの手戻りも少なくなるものと考えられる。
- なお、工事施工途中においても、条件変更等により該当する事実や疑義が生じた場合も実施することができる。
- 受発注者との協議により、複数開催してもよい。（大幅な設計変更等が発生した場合、重要構造物の変更が発生した場合等）



## 6 実施方法

### (1) 工事の特記仕様書への明示

当該工事の特記仕様書に「工事連携会議」設置の対象工事であることを明示する。

### (2) 会議の開催

会議開催にあたっての工事受注者及び設計者への通知は、発注者が行う。

### (3) 会議の主体等

原則として、発注者が議事進行及び議事録作成を行い、発注者、工事受注者、設計者間での情報共有を徹底する。

参加者の主な役割は以下のとおり

- ①設計者から、設計業務の成果品により設計意図の説明を行う。
- ②発注者（設計担当）から、施工上の留意事項等の説明を行う。
- ③発注者（工事発注及び工事監督担当）から、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。
- ④施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

### <解説>

- 受発注者との協議により、現場開催してもよい。（重要構造物の変更を伴う場合、現地状況と設計時との相違がある場合等）

### 工事の特記仕様書記載例

#### 第〇条 工事連携会議の設置

1. 本工事は、当該工事に係る設計意図の継承と反映、責任の範囲の明確化、条件変更時の対応等を図るため、当該工事の工事受注者及びその詳細設計を担当した技術者と発注者で構成する工事連携会議を設置する工事である。
2. 工事連携会議の実施時期は受発注者で調整するものとし、回数は〇回を予定している。

当該工事に関係した測量、地質調査を担当した技術者を参加させる場合は、その旨を特記仕様書に追加明示する。

## 7 費用の負担

### 7-1 発注者

工事連携会議に係る費用は原則、発注者が負担するものとする。

### 7-2 工事受注者における費用の位置付け

#### (1) 負担の方法

工事連携会議は、工事に係る打合せとして扱うものとする。

#### (2) 積算

工事打合せ（現場管理費の率分）に含まれるため、別途計上しない。

### 7-3 設計者の会議における費用の位置付け

#### (1) 負担の方法

発注者は設計者と契約を締結し、会議に要する費用を負担する。

#### (2) 積算

設計者と締結する契約に係わる積算は、以下のとおりとする。なお、積算費用は設計業務等標準積算基準書による技術者の直接人件費と旅費交通費とし、その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

- ・ 打 合 せ：主任技師0.5人/回、技師(A)0.5人/回を標準とする。
- ・ 旅費交通費：実費

※その他、工事連携会議で使用する設計意図を説明するための資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

#### (3) 契約方法

##### 1) 当該工事に係わる設計業務が完了している場合

発注者は、工事連携会議の開催までに、当該工事に係わる設計業務を受注した設計者と工事連携会議への参加に係わる契約（随意契約）を締結するものとする。（参考-1、参考-2）

##### 2) 当該工事に係わる設計業務が並行して発注されている場合

設計業務において、設計者に対する費用を計上する。

なお、設計業務の発注にあたって、工事着手後に工事連携会議を設置する予定がある場合は、次の内容を入札説明書に記載するものとする。

#### 【設計業務の入札説明書記載例】

##### （記載例）

##### ●. その他の留意事項

- ) 本業務に直接関連する他の業務の請負契約を、本業務の請負契約の相手との随意契約により締結する予定の有無。有（●●工事 工事連携業務）

<解説>

●積算例

項目・工種・種別・細別	規格・条件	単位	数量	単価	金額
工事連携会議		式	1		46,150
① 工事連携会議		式	1		46,150
直接経費		式	1		25,880
旅費交通費		式	1		25,880
直接原価(その他原価除く)		式	1		72,030
その他原価		式	1		24,851
一般管理費等		式	1		43,119
業務価格		式	1		140,000
消費税相当額		式	1		11,200
業務委託料		式	1		151,200

旅費を実費で計上

その他原価、  
一般管理費等を計上

① 工事連携会議

1 式当り内訳書

項目	名称・規格	規格・条件	単位	数量	単価	金額
直接人件費						
	主任技師		人	0.5	49,500	24,750
	技術者(A)		人	0.5	42,800	21,400
計						46,150

技術者の日額を計上

- 技術者の直接人件費は0.5人/回を標準としているので、事前に質問事項の共有など円滑な会議進行となるように工夫すること。  
交通の便等により往復旅行時間にかかる直接人件費を含むことが適切でない場合は別途考慮するものとする。
- 「会議」では、既存の設計成果資料（概要版）等を活用することを想定しており、工事受注者や設計者に新たな資料作成や修正設計、追加調査等まで実施させることは見込んでいない。  
また、工事受注者（又は設計者）が工事（又は設計業務）の実施にあたって通常作成する資料であっても、参加者数が多い場合や資料数が多い場合は、発注者が必要部数をコピーすることを基本とする。
- 「会議」の回数は実態に合わせて変更するものとする。
- 「会議」の目的から宿泊を伴うような場合は、宿泊費も計上すること。
- 随意契約に際しては、別添【参考－1】随意契約理由書及び【参考－2】特記仕様書を参考として下さい。

参考－1 随意契約理由書 記載例

随意契約理由書

1. 件名 ●●●●●●工事  
工事連携業務

1. 契約の相手方 株式会社 ●●●●●●  
住 所 ●●●●●●  
電話番号 ●●●●●●

3. 随意契約理由  
本業務は、「●●●●●●工事」の工事着手にあたり、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として発注者、設計者、工事受注者の三者が工事着手前に一同に会し、事業目的・設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換を行う「工事連携会議」に設計者として参加するものである。

本業務の遂行にあたっては、今回の工事目的物である「●●●●●●」の設計思想、設計条件等の特定の情報を有することが必要不可欠である。

株式会社●●●●●●は、平成●●年度発注の「●●●●●●他修正設計」において請負契約を締結し、詳細設計及び施工計画検討を実施した業者であり、●●●●●●取付道路の設計思想、設計条件等の特定の情報を有し、「工事連携会議」への参加に不可欠な要件を備えた唯一の契約対象である。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により、株式会社●●●●●●と随意契約を行うものである。

●●●●●●河川国道事務所  
●●●●●●課長●●●●●●

参考－2 業務の特記仕様書 記載例

第1章 総 則

第1条 適用範囲  
本特記仕様書は、「●●●●●●跨道橋その他工事 工事連携業務」（以下本業務という。）に適用する。

第2条 履行場所  
履行場所：●●●●●●河川国道事務所

第3条 履行期間  
履行期間は、休日等を含み契約の翌日から平成●●●●●●年●●●●●●月●●●●●●日までとする。

第2章 業務内容

第4条 業務目的  
本業務は、「●●●●●●跨道橋その他工事」の工事着手にあたり、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として発注者、設計者、工事受注者の三者が工事着手前に一同に会し、事業目的・設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換を行う「工事連携会議」に設計者として参加するものである。

第5条 業務内容  
①「工事連携会議」への参加  
・当該工事設計業務担当者（管理技術者）：計2名  
・工事連携会議には修正設計を担当した技術者として主任技師及び技師（A）をそれぞれ0.5人/回見込んでおり、回数は1回を予定している。

第3章 そ の 他

第6条 その他  
仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議に基づき定めるものとする。

## 8 出典

「土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について」

平成21年5月25日付け国官技第37号

(最終改正：平成27年6月8日付け国官技第308号)

<http://www.mlit.go.jp/common/001068774.pdf>

(参考)

## 工事連携会議を開催して良かった事例

<b>工事内容</b>	築堤工事
<b>効果</b>	<p>○雨水排水処理工に関して、コンサルタントの設計意図が工事施工者に伝わり、工事着手後の追加ボーリングの位置決め、その他確認調査がスムーズにいった。</p> <p>○発注者、設計者、施工者の3者が一同に集まることにより、国道近接の築堤工事箇所に関する、発注図および現地の写真等をベースに新規施工施設（雨水処理工、水路工）の調査、基礎処理の考え方及び支障物件（電柱の移設、クリアランス等）などの切実な問題に関して互いの理解不足を話し合っって補強するとともに情報共有することができ、その後の工事施工を円滑に進めることができた。</p>

<b>工事内容</b>	橋梁下部工事
<b>効果</b>	<p>○発注者から貸与される業務成果報告書に記載されない、細部に関する工事施工上の留意点や設計の考え方を聞くことが出来、現場施工にあたっての参考とすることができた。</p> <p>○工事連携会議により、結論が早くでることにより、材料手配、鉄筋加工等の手戻りを防ぐことができた。</p> <p>○3者でコミュニケーションを図ることができ、気軽に話ができるようになり良かった。</p>

<b>工事内容</b>	樋門改築工事
<b>効果</b>	<p>会議内容：支持地盤の考え方、遮水ジョイントの構造、仮設ポンプ（機場の代替）の規格</p> <p>【施工者】 設計の支持地盤の考え方を把握でき、実際に掘削した後の土壌置換等の判断する助けとなった。</p> <p>【発注者】 情報共有が進み、変更等に関する発注者内の意思決定が円滑化・迅速化した。現場課題への対応、監督行為が効率化できた。設計担当者と現場担当者の役割分担の適正化が図られ、意思疎通が円滑化した。</p> <p>【設計者】 現場での課題・知識を得ることで、今後の設計へのフィードバック、技術力の向上が図られた。</p>

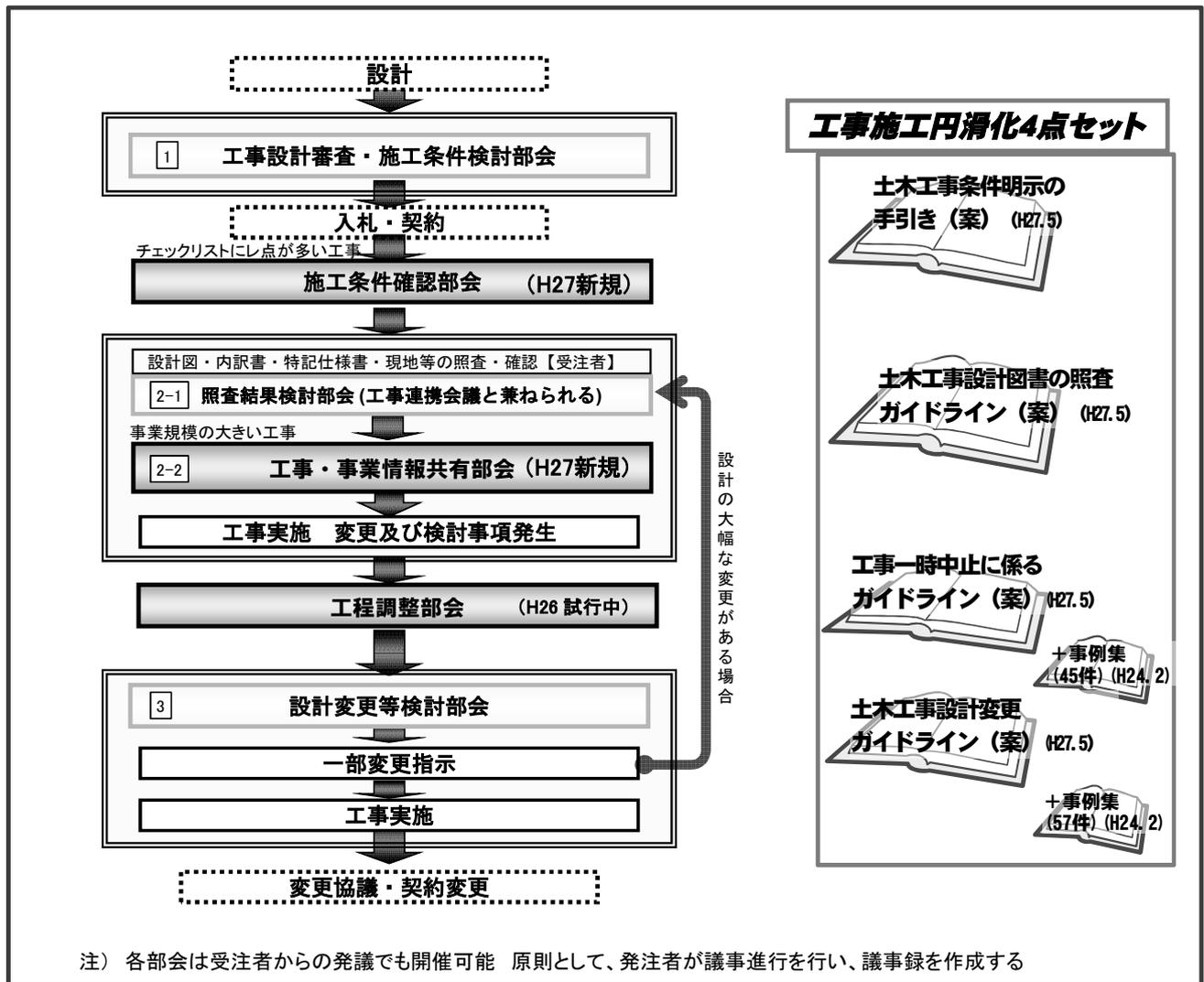
<b>工事内容</b>	堤防護岸工事
<b>効果</b>	<p>会議内容：地盤支持力の考え方、操作室の位置、安全対策、機械電気設備との調整 関連機関協議と近接施工の考え方</p> <p>○それぞれの役割・責任範囲が明確になる他、一つの事業の完了を目的とする一体感が醸成された。</p> <p>別途工事である機械設備、電気設備工事との調整・意思決定までの時間が早くなった。関連機関との協議経緯や近接施工における留意点などを情報共有することができた。</p> <p>【発注者】 三者会議で情報共有を行っているので、変更等に関する発注者内の意思決定が円滑化・迅速化した。地元説明におけるレスポンスの向上を図ることができた。</p> <p>【施工者】 工程管理が向上した。</p>

(参考) 工事円滑化推進会議 (北陸地方整備局の例)

工事円滑化会議は北陸地方整備局において平成 20 年度より試行しており、「工事設計審査・施工条件検討部会」「設計照査検討部会」「設計変更等検討部会」の各部会から構成される。

関係者が一同に出席することで、早期の課題解決を目差し、コミュニケーションの充実と課題及び意思の共有化を図り、工事实施における円滑性の確保を図る

全体フロー図



---

北陸地方整備局 企画部 技術管理課

Tel : 025-370-8880

Fax : 025-280-8861

---